

新潟県情報セキュリティポリシー

【基本方針】

令和8年3月31日改正

目次

【基本方針】

第1	目的	1
第2	定義	1
1	ネットワーク	1
2	情報処理システム	1
3	情報資産	1
4	情報セキュリティ	1
5	情報セキュリティ対策	1
6	情報セキュリティポリシー	1
7	機密性	1
8	完全性	1
9	可用性	2
10	情報セキュリティインシデント	2
11	個人番号利用事務系	2
12	LGWAN 接続系	2
13	インターネット接続系	2
第3	対象とする脅威	2
1	意図的要因	2
2	非意図的要因	2
3	災害等による要因	2
第4	適用範囲	2
1	対象機関の範囲	2
2	対象者の範囲	2
第5	情報セキュリティ対策	2
1	組織体制	3
2	情報資産の分類と管理	3
3	物理的セキュリティ	3
4	人的セキュリティ	3
5	技術的セキュリティ	3
6	運用	3
第6	情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	3
第7	情報セキュリティポリシーの見直し	3
第8	情報セキュリティ対策基準の策定	3
第9	情報セキュリティ実施手順の策定	3
第10	職員の遵守義務	3
第11	法令等の遵守	4

新潟県情報セキュリティ基本方針

第1 目的

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報処理システムの利用は、生活、経済、社会のあらゆる面で拡大している。その一方で、人為的な原因による情報漏えい、不正アクセス、新たな攻撃手法等による重要情報の破壊・改ざんなど情報に対する新たな脅威も増大している。

県は、県民の個人情報や企業の経営情報、行政運営上重要な情報等を多数保有しており、また、電子自治体の構築が進む中、これらの情報を扱う多くの業務が情報処理システムやネットワークに依存している状況である。

したがって、これらの情報や情報を取り扱う情報処理システム及びネットワーク等の情報資産を様々な脅威から保護すること、あるいは自然災害等によるシステム障害に備えることは、県民の権益の保護のためにも、また、行政の安定的、継続的な運営のためにも必要不可欠である。ひいては、このことが県に対する県民からの信頼の維持・向上に寄与するものである。

また、県には、地域全体の情報セキュリティ基盤を強化していく役割も期待されている。

これらの状況を鑑み、県における情報資産に対する安全対策を推進するために新潟県情報セキュリティポリシーを定め、このうち、本基本方針で県が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、県が実施する情報セキュリティ対策について、基本的な事項を定めるものとする。

第2 定義

1 ネットワーク

サーバ、パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）その他機器を相互に接続するための通信網及びこの通信網を構成する機器をいう。

2 情報処理システム

新潟県情報処理システム運用規程第2条に定める情報処理システムをいう。

3 情報資産

情報資産（複製を含む。）は、次のとおりとする。

- (1) ネットワーク、情報処理システム及びこれらに関する設備、モバイル端末、電磁的記録媒体。
- (2) ネットワーク及び情報処理システムで取り扱う情報。
- (3) ネットワーク構成図及び情報処理システムの仕様書等のシステム関連文書。

4 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

5 情報セキュリティ対策

情報セキュリティを確保するための対策をいう。

6 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

7 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

8 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

9 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

10 情報セキュリティインシデント

情報セキュリティに関する障害・事故及び欠陥のことをいう。

11 個人番号利用事務系

個人番号利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第10号に定める事務をいう。）に関わるネットワーク及び当該ネットワークに接続する情報処理システムをいう。

12 LGWAN接続系

LGWAN（総合行政ネットワーク）に接続されたネットワーク及び当該ネットワークに接続する情報処理システムをいう。

13 インターネット接続系

インターネットに接続されたネットワーク及び当該ネットワークに接続する情報処理システムをいう。

第3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として以下のものを想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

1 意図的要因

不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去等。

2 非意図的要因

情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用や端末接続等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、認証情報又はパスワードの不適切管理、搬送中の事故等による情報資産の盗難、機器の故障等による情報資産の漏えい・破壊・消去等。

3 災害等による要因

地震、落雷、火災等の災害や電力供給、通信の途絶等のインフラの障害によるサービス及び業務の停止等。

第4 適用範囲

1 対象機関の範囲

情報セキュリティポリシーが適用される機関は、知事部局、企業局、病院局、議会事務局、教育庁、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、収用委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局及び内水面漁場管理委員会事務局の本庁、地域機関及び現場事務所等とする。ただし、知事部局以外の機関においては、知事が管理運営する情報資産に限り適用する。

2 対象者の範囲

情報セキュリティポリシーが適用される対象者は、情報資産に接する全ての職員（臨時的任用職員、一般職の非常勤職員及び非常勤嘱託員を含む。以下「職員」という。）とする。

第5 情報セキュリティ対策

県が所管する情報資産を上記第3に規定する脅威から保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

1 組織体制

県の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

2 情報資産の分類と管理

県が保有する情報資産を、機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

3 物理的セキュリティ

サーバ、情報処理システム室、通信回線及びパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

4 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行うなどの人的な対策を講じる。

5 技術的セキュリティ

パソコン等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策及び不正アクセス対策等の技術的な対策を講じる。

6 運用

情報処理システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託等を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

第6 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

第7 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報処理システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、情報セキュリティポリシーを見直す。

第8 情報セキュリティ対策基準の策定

上記第5から第7までに規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより県の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

第9 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。この情報セキュリティ実施手順は、業務ごと又は情報処理システムごとに策定することを基本とする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより県の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

第10 職員の遵守義務

職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。また、契約等によ

り県の情報資産の利用を認められた外部の事業者及び派遣等により県の業務に従事する者についても、業務内容に応じた情報セキュリティを確保させなければならない。

第11 法令等の遵守

職員は、職務の遂行において、情報セキュリティ関連法令等を遵守しなければならない。

平成14年4月1日制定
平成17年4月22日改正
平成17年10月1日改正
平成18年4月1日改正
平成20年4月1日改正
平成28年2月9日改正
令和元年8月1日改正
令和5年2月13日改正
令和7年1月1日改正
令和8年3月31日改正